

## 基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく将来の予測が困難な社会の中で、主体的に判断し、他者と協働して、よりよい人生を生きることや社会を創ることができる児童生徒を育成することが、教育に求められています。そのための基盤となる児童生徒の確かな学力<sup>1</sup>を育成します。

### 主要施策7 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成と個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

主体的・協働的な学びにより、確かな学力の育成を推進します。そのため、指導方法の工夫・改善、学校経営及び指導方法についての評価検証プロセスの充実、教員の指導力の向上に取り組みます。また、個々の能力を最大限に伸ばすため、「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証や今後の展開の検討、学力向上のための効果的・効率的な体制や環境の整備等を行います。

### 【現状と課題】

本県では、確かな学力の育成に向けて探究型学習<sup>2</sup>を推進してきたところであり、学校において広く取り組まれるとともに、高等学校においては、探究科及び探究コースが設置され、児童生徒が主体的・協働的に探究していく授業の工夫が行われてきました。それらの取組みを通して、児童生徒が思考を深める学習活動のプロセスの充実、「整理・分析」「まとめ・表現」における情報活用能力や論理的思考力等の資質・能力の一層の育成等の課題も見えてきました。このため、児童生徒の一層の学力育成に向けて、それぞれの学校において、取組みを評価し、次の取組みにつなげるPDCAサイクルを確立する必要があります。併せて、全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果を活用し、児童生徒の学力を分析し、授業を改善する必要があります。児童生徒の学力を分析し、取組みを評価することは、教員の更なる指導力向上にもつながります。

また、本県では、少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」を実施していますが、導入開始から10年以上経過し、これまでの効果を検証し、今後の展開について検討する必要があります。更に、児童生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばすための指導体制や教育環境についての検討が必要です。

<sup>1</sup> 確かな学力：学習指導要領解説総則において、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、（以下省略）」と示している。

<sup>2</sup> 探究型学習：自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら主体的・協働的に解決に取り組む学習。「課題の設定」「情報収集（文献・教材・資料の調査・フィールドワーク、実験、観察等の活動）」「整理・分析」「まとめ・表現」という一連の探究活動のプロセスに、児童生徒が主体的・協働的に参加することを通して、知識・技能と学び方をバランスよく習得させながら、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てていくことのできる多様な学習方法・形態の総称。

※「探究型学習」で育成を目指す資質・能力は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善で育成を目指す資質・能力と同じ。（「2019年度「学校教育指導の重点」山形県教育委員会」）

## 【主な取組み】

### 1 主体的・協働的な学びによる確かな学力の育成の推進

#### (1) 確かな学力を育成するための指導方法の工夫・改善の推進

##### ① 学校における学力育成に向けた目標・方針の更なる明確化の推進

児童生徒の学力における成果や課題の分析、今後更に必要となる資質・能力等を踏まえた教育目標や方針の明確化、学校経営の更なる改善等の取組みについて、指導主事等による学校訪問、各種研修会の開催等の様々な場面において指導・支援します。

##### ② カリキュラム・マネジメント等による育成を目指す資質・能力の重点化・焦点化を図った計画的な授業実施の推進

各学校において、教科横断的な視点や外部の人的・物的資源等の活用等も踏まえ、児童生徒に育成する資質・能力の重点化・焦点化を図り、計画的な授業が実施されるよう、カリキュラム・マネジメントについての指導・支援を、指導主事等による学校訪問、各種研修会等の様々な場面において行います。

##### ③ 教科等の単元ごとの学習プロセスの充実

小・中学校の探究型学習推進協力校の取組みや高等学校の探究科・普通科探究コースの実践を踏まえ、事例集等の作成により、「主体的・対話的で深い学び」となる学習プロセス（「課題設定」「情報収集」「整理・分析」「まとめ・表現」）を充実させます。特に、「整理・分析」「まとめ・表現」における思考の整理等をより充実させ、育成を目指す資質・能力を明確にした授業改善に取り組みます。

##### ④ 教材等の開発の推進

児童生徒の学力育成に効果的な教材等の開発や学習課題等の収集・情報提供により、授業改善を促進します。

#### (2) 学校経営及び指導方法についての評価検証プロセスの充実

##### ① 「アクションプラン」によるPDCAサイクルの構築

小・中学校での日常の学習評価や全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果等をもとに、各校全教員で「アクションプラン」を作成し、児童生徒の学力に関する実態から学校で育成を目指す資質・能力及びその取組みについて計画・実施・評価を全校体制で行い、学力向上に向けた各校のPDCAサイクルを構築します。

##### ② 授業改善に向けた学力の分析・周知・普及

全国学力・学習状況調査及び山形県学力等調査の結果を分析し、県民に公表するとともに、分析結果から見える課題に対応した授業改善の方向性について小・中学校に示し、確かな学力を育成します。算数・数学、英語については、本県児童生徒の学力の課題を評価問題として示し、育成すべき学力をより具現化して周知・普及します。市町村教育委員会との連携を図り、児童生徒の学力の課題とそのため授業改善の方向を共有し、取組みを進めます。また、探究型学習等の視点からの授業改善に向けた研究を充実します。

③ 学力向上に係る取組みの評価検証の充実

本県の学力向上の取組みについて、外部有識者等の意見も踏まえ取組みを改善します。学力向上支援チームによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した学力向上の取組みや評価検証の方法について、指導・支援します。

④ 高等学校における探究型学習の取組みを学力向上の観点から評価する仕組みの構築

高等学校において、学力向上の観点から、各学校の取組みの評価の在り方について検討し、評価する仕組みを構築します。

(3) 教員の指導力の向上

① 学校におけるOJT<sup>3</sup>の推進

児童生徒の学力育成に向けた取組みが、校内のOJTで推進されるよう、研修や教員の配置等を行います。

② 学校への指導・支援の充実

指導主事の学校訪問等により教員の授業づくりやカリキュラム・マネジメント、授業における指導と評価の一体化等の充実を図ります。特に、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」や教科横断的な視点についての教師の理解を深め、授業に反映するための指導・支援を行います。また、学力向上支援チームによる学校訪問等を行い、「アクションプラン」を活用した学力向上の取組みや評価検証の方法について、指導・支援します。

③ 研修の充実

教育センターや教育事務所における研修では、学習における「整理・分析」「まとめ・表現」での思考の整理等をより充実させ、育成する資質・能力を具体的に見通し、学習活動に反映させることができる教員の指導力を育成します。また、大学での研修、他県の学校や教員育成機構等での研修等、様々な研修の設定と教員の派遣により、確かな学力の育成に向けた教員の指導力の向上を図ります。

(4) 今後、より必要となる資質・能力の育成

① 数学的・科学的思考力の育成に向けた理数教育の強化

ア 今後、より児童生徒に必要な数学的・科学的思考力の育成に向け、義務教育段階における「理数教育プラン」を策定し、算数・数学、理科の学習や、他教科・総合的な学習の時間等との関連による学習を充実させます。また、指導体制等の整備、教員の指導力向上等の視点に基づく計画的な見通しのもと、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、児童生徒の数学的・科学的思考力を育成する取組みの充実を図ります。

高等学校においては、生徒の理数分野の学力の更なる向上に向けて、改訂された学習指導要領で示された「理数教育の充実」<sup>4</sup>に基づき、各学校において、理数分野の基礎基本の

<sup>3</sup> OJT：On the Job Training の略で、日々の仕事を通じて、上司や先輩が、部下や後輩に対して、あるいは、教員同士が協働して、職務に必要な能力（知識・技術（技能）・態度）を育成していく過程。

<sup>4</sup> 「理数教育の充実」：改訂された学習指導要領に示された「理科、数学と日常生活や社会との関連の重視」「見通しを持った観察、実験を行うなどの科学的に探究する学習活動の充実」「必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実」を柱にした理数分野の授業で重視するポイント。

学習の徹底、探究型学習における理数分野を積極的に活用した探究活動等に取り組むことを推進します。また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）等の取組みを推進します。

イ 関係機関との連携を図りながら、科学イベントの開催、少年少女発明クラブの活動、サイエンス インストラクターの派遣等を通じて、科学やものづくりを学ぶ身近な機会を充実させることにより、理数系への興味・関心を強く持った子どもの育成を図ります。

## ② 読解力・情報活用能力・論理的思考力等の育成

学校におけるICTの活用やカリキュラム・マネジメントの取組みにより、読解力や情報活用能力・論理的思考力等の育成を推進します。また、高大接続やその先の将来において生徒に必要な読解力・情報活用能力・論理的思考力等の育成の視点から、高等学校における授業改善を推進します。

これらの資質・能力とともに、児童生徒の実態を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして、カリキュラム・マネジメントにより取組みを検討し育成を図ります。

## 2 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備の充実

### ① 児童生徒の理解促進による学力育成及びよりよい集団づくりのための少人数学級編制の推進

小・中学校における少人数学級編制の利点を活かしたきめ細かな指導により、児童生徒一人ひとりへの理解を深めるとともに、個に応じた指導の充実により、よりよい集団づくりや児童生徒の学力育成を図ります。

### ② 少人数学級編制「教育山形『さんさん』プラン」の効果検証及び今後の展開の検討

文部科学省の定数改善の状況や市町村における現状の把握に努め、これまでの効果を検証し、多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、今後の展開を検討します。

### ③ 確かな学力の育成のための効果的・効率的な体制や環境の整備

小学校における国語・算数等での教科担任制の検討、中学校における「タテ持ち」<sup>5</sup>による3年間を見通した系統的な学習指導の充実、外国語等での小中学校教員による相互乗り入れ授業等による小中の接続の充実等、児童生徒の確かな学力の育成に向けた効果的・効率的な指導体制や環境の整備について検討し取り組みます。

### ④ ICTの活用や産業教育振興設備の整備による環境整備

ICTの活用等による学力育成に向けた効果的・効率的な環境整備（主要施策9のとおり）や、高等学校における次世代を担う技術者の育成に必要な産業教育振興設備の更新・整備に取り組みます。

<sup>5</sup> タテ持ち：一つの学年のみを担当するのではなく、1学年から3学年を通して教科を担当すること。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
<b>全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数</b> ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
<b>国語、算数・数学の勉強が「好き」な児童生徒の割合が全国平均以上の科目数</b> ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
<b>国語、算数・数学の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合が全国平均以上の科目数</b> ※年度毎の実施科目 R2:国、算・数 R3:国、算・数、理 R4:国、算・数、英 R5:国、算・数 R6:国、算・数、理	5科目中 2科目 (H31.4)	4科目中 2科目	6科目中 4科目	5科目中 4科目	全科目 (4/4)	全科目 (6/6)
<b>学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点の指導計画を作成している学校の割合</b>	小：85.4% 中：78.6% (H31.4)	小：89.5% 中：84%	小：93% 中：89.5%	小：96.5% 中：95%	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%
<b>県内大学等への県内進学者の割合</b>	30.8% (H31.4)	31%	31.5%	32%	32.5%	33%
<b>医学部医学科・難関大学合格者の割合</b>	5% (H30)	5%以上	5%以上	5%以上	5%以上	5%以上

## 基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

グローバル化の進展とともに、AI、IoT等の技術革新がこれまでにない速さで進展しており、変化に対応し、主体的に判断し行動できる人材の育成が求められています。社会で自立していくためには、グローバルな視点や様々な価値観を持ち世界の人々と協働する力、グローバルな視点として、地域を見つめ、よさや課題を発見し、地域に働きかける力の育成が大切です。基本方針Ⅳとして、変化に対応し、社会で自立できる力を育成します。

### 主要施策8 グローバル化等に対応する実践的な力の育成

グローバル化に対応する実践的な力を育成するため、外国語（英語）教育を充実するとともにグローバルな視点を踏まえた地域課題に向き合う力の育成や、環境教育及び主権者教育・消費者教育の推進、高等教育の充実に取り組みます。また、児童生徒が抱える困難に応じた学びのセーフティネットの整備を行います。

### 【現状と課題】

本県では、令和2年度から全面実施となる小学校第5・6学年での外国語の教科化、第3・4学年での外国語活動の導入に備えて、小・中・高等学校における英語学習の指導モデルの開発・普及等、英語教育における小・中・高等学校の接続を踏まえた指導の工夫・改善に取り組んできました。小学校において英語を学習してきた児童を中・高等学校で更に伸ばし、グローバルな視野やコミュニケーション力を伴った実践的な英語力を育成する必要があります。

地球規模の広い視野を持つとともに、地域に目を向けるグローバルな視点を持ち、地域での協働を通じて課題を解決する等、主体的に地域と関わる児童生徒の育成が求められています。

地球温暖化や環境汚染等の環境問題の解決に向けた取組みが、地球規模で求められる中、一人ひとりが世界の人々や自然環境との関連性の中で生きていることを認識し、身近なところから自発的に問題解決のために行動することが必要となります。主権者として社会を創ろうとする意識を醸成することや、経済活動にも大きな変化がみられる社会における消費者としての在り方について考え、行動することも求められています。地域や世界、社会の中に自己を位置付け、どう関わるか考え、行動していく力の育成は、社会的自立に向けて大切な力として必要です。

### 【主な取組み】

## 1 グローバル化に対応した外国語（英語）教育の推進

### (1) 英語授業の改善・充実

#### ① 小・中・高等学校の接続を踏まえた授業改善や環境整備

小学校における外国語活動及び外国語の全面実施に対応し、小・中・高等学校を通してより実践的な英語力の育成するため「英語教育プラン」を策定し、小・中・高等学校の接続を踏ま

えた授業改善や環境整備を行います。また、評価問題等の作成・活用や CAN-DO リストの活用による授業改善、中学校教員による小学校での英語の授業や小・中学校相互乗り入れによる授業実施等のための体制整備、小・中・高等学校合同による研修の実施するなど、児童生徒の実践的な英語力の育成のための取組みを実施します。

② 学校における外国人等との交流機会の積極的活用による授業改善の推進

県内在住の外国人の授業への招聘や ICT を活用した外国人と会話の場等、英語を使う機会を積極的に創出することにより、英語を使う楽しさを感じさせながら英語の技能の育成を図るとともに、外国の文化の理解にもつなげます。

③ 外部人材の積極的活用による授業改善の推進

各学校の指導内容や目標に応じた効果的な指導を行うため、外国語指導助手の配置、外部講師や大学等の人材の積極的活用を図り、授業改善を推進します。

(2) グローバルな視野を広げる学習等の推進

① 多様な文化等に対する理解や国際的な視野を広げる学習等の推進

外国の生活や文化・言語を知る体験活動など、様々な学習を児童生徒の発達段階に応じて取り入れ、多様な文化、考え方、価値観等への理解を深めます。各教科・総合的な学習の時間や国際交流事業等において、国際、情報、科学、環境などを関連付けながら地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。

② 高校生の海外留学等の支援

高校生の海外留学を支援するとともに、姉妹校提携・外国への修学旅行、外国からの留学生受入れなどの国際交流機会の充実を図ります。

(3) 教員の英語力の向上

① 教員の英語指導力の向上

生徒の実践的な英語力を育成する授業の実施に向けて、英語担当教員の指導力の向上に資する研修の実施・充実を図るとともに、英語資格・検定試験の受検を推奨します。

② 英語力のある教員の採用

英語力のある教員を確保するため、教員選考試験において、所有する資格に応じて加点する制度を設けます。

## 2 「グローバル」な視点を踏まえた地域課題に向き合う力の育成

- ① 地域課題の解決を図るための探究的な学びの推進  
地域での体験や地域の人との関わりを通して、地域のよさや課題を捉え、解決に向けて主体的・協働的に取り組む学習を推進し、自分の視野の拡大や新たな価値の創造を通して、児童生徒の地域課題に向き合う力を育成します。
- ② 高大連携・産学連携の促進による実践的な力の育成  
生徒が主体的に学び、新しい価値を創造することにつながるよう、高等教育機関や企業等との連携を強化・拡大し、専門的な研究に触れる機会や先進的な技術・最新機器について学ぶ機会を創出します。

## 3 環境教育の推進

- ① 「山形県環境教育指針」に基づく環境教育の推進  
「山形県環境教育指針」（令和2年3月改訂）に基づき、ESD<sup>6</sup>やSDGs等の国際的潮流を踏まえながら、総合的な学習（探究）の時間や各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通して、地域の自然、歴史、風土、文化と関連付けた実践的・体験的な環境教育を推進します。
- ② 研修による教員の指導力向上  
関係機関と連携した研修や出前講座を通して、「山形県環境教育指針」に基づいた学習プログラム作成の支援等を行います。

## 4 主権者教育・消費者教育の推進

- ① 主体的・協働的に社会に参画するための主権者教育の推進  
小・中学校においては、社会科の学習や児童会・生徒会活動等を通じて、主権者意識を持ち、他者と連携・協働して社会に参画していく力を育む教育活動を推進します。  
高等学校においては、社会の在り方について主体的に考察し、他者と協働して社会に参画し、主体的に社会を形成していく力を育む教育活動を推進します。
- ② 自立した消費者を目指した消費者教育の推進  
小・中学校の社会科や家庭科での学習を中心としながら、自立した消費者となるための学習活動を推進します。  
成年年齢引き下げに伴い、高等学校の必修教科「家庭」において、適切に消費者教育を実施するとともに、全ての県立高等学校で、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施します。

---

<sup>6</sup> ESD：Education for Sustainable Development の略。持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解や環境、多文化共生、人権、平和、防災等個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念。主導機関はユネスコ。



## 5 高等教育の充実

### ① 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成

県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農林業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。

特に、農林業分野については、専門職大学の設置などにより、経営知識を持ち、社会や経済等の様々な情勢の変化・課題にも対応することができるグローバルな視点を身に付けた高度な農林業経営人材を育成します。

### ② 高等教育機関相互の連携による取組みの支援

「大学コンソーシアムやまがた」<sup>7</sup>の活動を通じて、高等教育機関の連携による人材育成の取組みを支援します。

## 6 学びのセーフティネットの整備

### ① 学習や社会生活に困難を有する者への支援

ア 国の制度も活用しながら、引き続き、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を実施します。高等学校等の中途退学者の学び直しを支援するため、高等学校等に再入学する場合の授業料負担を軽減します。また、中学校までの学び直しを必要とする者への支援の在り方について検討します。

イ 不登校やひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者やその家族について、関係部局、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、NPO団体、教育支援センター、フリースクール等様々な機関や団体と連携・協働するためのネットワークを構築し、将来の社会的自立を目指した支援の在り方について検討し支援していきます。

ウ 海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒への指導・支援について、その実態やニーズを把握し、学校生活への適応や日本語の習得等に向けた支援の在り方を検討し対応するため、市町村教育委員会との連携を強化します。

エ 市町村におけるひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の取組みを促進し、ひとり親家庭の子どもの生活向上に向けた支援を行います。

### ② 東日本大震災で被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、国の動向も踏まえながら引き続き実施します。

---

<sup>7</sup> 大学コンソーシアムやまがた：県内の高等教育機関相互の連携、交流の推進や、各々の特性を活かした地域貢献を行うことを目的に組織された団体。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
CEFR <sup>8</sup> A1レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学生の割合	36.4% (H30)	50%	50%	50%	50%	50%
CEFR A2レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる高校生の割合	43.2% (H30)	50%	50%	50%	50%	50%
CEFR B2レベル相当の英語力のある英語担当教員の割合	中:29.1% 高:60.3% (H30)	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%	中:50% 高:85%
地域課題の解決に向けた探究型学習に取り組む県立高校の割合	65.4% (R1)	68%	70%	73%	76%	80%

<sup>8</sup> CEFR：英語力を「A1、A2、B1、B2、C1、C2」の6段階で評価する国際指標。

A1：実用英語技能検定（英検）3級程度（よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる等。）

A2：英検準2級程度（ごく基本的な個人情報や家族情報等、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる等。）

B2：準1級以上（抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる等。）

## 主要施策 9 ICTを活用した情報活用能力の育成

ICTを活用した情報活用能力の育成に向けて、ICTを活用した学習の充実、学校におけるICT環境の整備、教員のICT活用指導力の育成に取り組みます。

### 【現状と課題】

学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられ、育成することを重視しています。小学校ではプログラミング等の体験をしながら論理的思考力を養う学習が必修化され、中学校では、技術家庭科におけるプログラミングに関する内容の充実が図られました。高等学校では必修科目「情報Ⅰ」が新設され、全ての生徒がプログラミングの他、ネットワークやデータベースの基礎等について学習することとなります。Society5.0の到来を見据えたとき、児童生徒が、ICTを活用して、課題を発見し解決することを通して、自己の考えを深めたり新しい価値を生み出したりする力を育成することが重要であり、情報活用能力の育成が、より一層必要となっています。また、現在は、技術開発の進歩が速く、法規制が追いつかない状況も見られます。学習した情報や情報技術を、社会をよりよくするためにどう活かすかを児童生徒が考え、行動できるようになることが重要です。

一方、本県の学校のICT環境の整備状況は、教育用コンピューターの普及率、普通教室の無線LAN整備率、教員のICT活用指導力は、全国平均を上回っていますが、超高速新インターネット整備率、普通教室の電子黒板整備率、統合型校務支援システム整備率は、全国平均を下回っています。（『学校における教育の情報化に係る実態等の調査』結果（平成31年3月の小・中・高・特別支援学校の合計））しかし、いずれの項目も、文部科学省が掲げる目標値には達していません。このような状況の中、令和元年12月に、文部科学省から「GIGAスクール構想」<sup>9</sup>が示されました。ICTを活用した学習の充実を図るとともに、ICT環境の整備を進めることも必要です。

### 【主な取組み】

## 1 ICTを活用した学習の充実

- ① ICTを活用した学習を効果的に推進するための「ICT教育アクションプラン」の作成・活用

小・中・高・特別支援学校におけるICTを活用した学習の充実、学校のICT環境の整備、教員のICT活用指導力の育成等の取組みを総合的・計画的に行っていくための「ICT教育アクションプラン」を作成し、各学校におけるICTを活用した学習を推進します。

<sup>9</sup> 「GIGAスクール構想」：Global and Innovation Gateway for All

文部科学省による子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向け、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境を整備する構想。

② 教科等の学習における効果的なICTの推進

各教科等での最新の学習ソフトやEdTech<sup>10</sup>サービス導入等も含めたICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、個々人の最適な学びの実現に向けた、ICTを活用した学習について研究・推進します。また、ICTを活用した学習を通して、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度を育成します。

## 2 学校におけるICT環境の整備

① ICT教育環境の効果的・効率的な整備の促進

市町村教育委員会に対し、国が掲げる「GIGAスクール構想」<sup>20</sup>を踏まえ、小・中学校の校内通信ネットワークの整備や児童生徒1人1台端末の整備等を目指したICT教育環境整備を働きかけていきます。

② 県立学校におけるICT教育環境の整備・充実

県立学校におけるICT機器導入、ネットワークの拡大等のICT教育環境の整備・充実に計画的に取り組みます。

③ ICT教育における外部人材の活用の推進

地域ボランティアやICT支援員等、ICTを活用した学習における外部人材の活用を推進します。

## 3 教員のICT活用指導力の育成

○ 教員のICT活用指導力の向上に向けた研修の充実

教員のICT活用指導力の向上を図り、デジタル教材やタブレットパソコンなどのICTを活用した授業づくりを推進するため、各校での実践を収集・普及するとともに、県教育センターの研修等を充実します。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	72.8% (H31.3)	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%
学校におけるICT環境の整備（県立高校における無線LAN整備率）	19.6% (H31.3)	19.6%	40%	60%	80%	100%

<sup>10</sup> EdTech：Education(教育)×Technology(科学技術)を掛け合わせた造語。AI、IoT、VR等のテクノロジーを活用した革新的な能力開発技法。

## 主要施策 10 自己実現を図るための勤労観・職業観の育成

児童生徒一人ひとりが自己を理解しながら、自らのキャリアをデザインし、主体的に進路を選択する能力を育成するための系統的・体系的なキャリア教育を推進します。

また、地方の人口減少が進む中、県内大学・企業・関係機関と連携して、県内で自己実現を図り活躍する人材の育成を促進します。

### 【現状と課題】

本県における「将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合」及び「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合」は、全国平均を上回っています。（H31年度「全国学力・学習状況調査」）これからの予測困難な社会を生きぬくため、児童生徒に、夢や目標をもち、難しいことでも失敗をおそれずに挑戦する意識を醸成することは重要です。グローバル化やAI・IoTなどの技術革新などにより、人の働き方についても、変化が起こることも考えられます。このため、児童生徒に対して、社会を牽引する力や自己実現を図るための力を育成することが求められます。

また、少子高齢化や県外への人口流出による人口減少が進行しています。県内には優れた産業や企業があり、県内の産業や企業の魅力、地元で働くことの意義を伝え、県内で活躍する人材を育成する必要があります。

### 【主な取組み】

## 1 系統的・体系的なキャリア教育の推進

### ① 小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実

小・中・高等学校をつなぐキャリアパスポートを活用し、特別活動での学習や体験を中心としながら、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を実施します。また、学校や地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践を促進します。

### ② 地域と連携したキャリア教育の推進（職場体験、インターンシップ等の充実）

小・中学校における地域での職場見学・体験や職業人講話等の促進や高等学校における新たな職業種や企業等でのインターンシップの拡充等により、系統的・体系的なキャリア教育を推進します。更に、高等学校在学中の資格取得の支援等、キャリア形成に必要な態度や能力の育成に向けた職業・就職指導を充実します。

県内の優れた企業や技術について、産業科学館の展示や、「ものづくりガイドブック」を活用して、小・中学生へ周知啓発することにより、地元産業への理解促進と将来の県内定着への意識醸成を図ります。

③ キャリア教育における外部人材の活用

高等学校卒業後の県内定着・県内回帰を促進するため、インターンシップのマッチングやキャリアカウンセリング等の進路支援を行う外部専門人材を積極的に活用するとともに、働き方改革に伴う教員の負担減にも取り組みます。

④ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進 (主要施策11 3②のとおり)

将来への見通しを持つことやなりたい自分を思い描くことができるようにするため、基本的な生活習慣やコミュニケーションスキル等、働くために個々の実態に応じて必要となる力を育成します。

農業分野や福祉分野、民間企業等への実習や進路の開拓、就労支援コーディネーターの配置による職場開拓により、特別支援学校における就労支援を充実させます。

知的障がい特別支援学校の卒業生を、授業補助員として一定期間特別支援学校に雇用し、就労に移行させる取組みを推進します。

## 2 県内で自己実現を図り活躍する人材を育成する取組みの促進

① 地域と連携したキャリア教育の推進 (職場体験・インターンシップ等の充実)

(主要施策10 1②の再掲)

小・中学校における地域での職場見学・体験や職業人講話等の促進や高等学校における新たな職業種や企業等でのインターンシップの拡充等により、系統的・体系的なキャリア教育を推進します。更に、高等学校在学中の資格取得の支援等、キャリア形成に必要な態度や能力の育成に向けた職業・就職指導を充実します。

県内の優れた企業や技術について、産業科学館の展示や、「ものづくりガイドブック」を活用して、小・中学生へ周知啓発することにより、地元産業への理解促進と将来の県内定着への意識醸成を図ります。

② 県内大学等との連携による県内進学への促進

生徒が県内大学等への進学へのよさを理解することができるよう、県内大学等と連携して、県内の中・高校生が大学で学習する機会や大学の魅力を知る機会の創出を行います。

③ 県内就業の促進

ア 将来の本県産業を支える担い手づくりに向け、職場体験やインターンシップを積極的に取り組み、県内就業を促進します。

大学等への進学を目指す生徒やその保護者等を対象として、地域の企業と連携したセミナーや企業見学等を実施し、地域の産業や仕事の魅力を伝える取組みを推進します。

イ 高校在学中の「就職サポート登録」の登録者の拡大を図り、大学進学者に対し確実に本県の就職情報を提供します。また、高校生の段階から関係部局が主催する大学生向けの就職ガイダンスや山形県Uターン情報センターについて周知する取組みを通して、新規学卒者のUターン等の回帰を促す取組みを推進します。

就職に向けた県内企業の情報の発信として、「ものづくりヤマガタ情報サイト」や「山形県就職情報サイト」により情報を積極的に発信し、県内企業の認知度向上と県内への就職を促進します。

ウ 大学等を卒業後、県内で就職・定住した場合に奨学金の返還を支援する制度を実施し、高校在学中の段階からその制度の周知と活用促進を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【再掲】	小6:84.8% 中3:72.3% (H31.4)	小6:86.0% 中3:73.0%	小6:86.5% 中3:73.5%	小6:87.0% 中3:74.0%	小6:87.5% 中3:74.5%	小6:88.0% 中3:75.0%
難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合	小6:81.4% 中3:74.5% (H31.4)	小6:82% 中3:75%	小6:83% 中3:76%	小6:84% 中3:77%	小6:85% 中3:78%	小6:86% 中3:79%
県内大学等への県内進学者の割合【再掲】	30.8% (H31.4)	31%	31.5%	32%	32.5%	33%
高校生の県内就職率 ※県内就職内定者数／ 全就職内定者数	77.9% (H30)	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上
就職を希望している高校生の就職率	99.5% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%

## 基本方針V 特別なニーズに対応した教育を推進する

特別な支援が必要な子どもが増加傾向にある中、障がいのある人もない人も共に学び活躍する社会づくりが求められています。自立と社会参加に向け、一人ひとりの障がいの状態や発達の状況に応じた指導・支援を行うことが大切です。障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、それぞれが生き活きと活躍する共生社会の形成に向けて、基本方針Vとして、特別なニーズに対応した教育を推進します。

### 主要施策 11 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向け、特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、県民への理解啓発を推進します。社会参加まで切れ目なく適切な支援を行うなど、学校における特別支援教育及び社会参加や就労に向けた支援の充実を図ります。

### 【現状と課題】

本県では、平成30年に「第3次山形県特別支援教育推進プラン」を策定し、インクルーシブ教育システム<sup>11</sup>構築の考え方の周知・普及や切れ目ない支援の体制づくりに取り組んできました。通級による指導や特別支援学級、特別支援学校においては、一人ひとりの障がいに応じた指導の工夫が行われ、通常の学級においては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善が行われてきました。

しかし、切れ目ない支援体制づくりにおいて、引継ぎのツールとして重要な役割を持つ「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を効果的に活用することや、生徒それぞれのニーズに応じた就労先の開拓・確保等を更に進める必要があります。また、発達障がいのある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒への更なる支援の充実が求められています。特別支援教育へのニーズが多様化する中、教員の専門性の一層の向上を図っていかねばなりません。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がいのある人も障がいのない人も共に学び共に活躍する社会づくりの気運が高まっています。本県においても「障害者差別解消法」や「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を普及し、共生社会の形成に向けて、一層の理解を図る必要があります。

### 【主な取組み】

## 1 共生社会の形成を目指した特別支援教育の理解・啓発の推進

### ① インクルーシブ教育システムや共生社会についての周知・啓発

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、多様な学びの場の充実と適切な合理的配慮の提供の重要

<sup>11</sup> インクルーシブ教育システム：「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと。



性について、研修会・交流会等の様々な機会を捉えて、県民へ一層周知するとともに、障がい者スポーツを通じた交流の場の創設等を通して、共生社会の形成への理解・啓発を図ります。

② 障がいのある子どもたちとない子どもたちとの交流及び共同学習の充実・拡大

特別支援学校における外部人材の活用により、学校間または居住地等における、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちの交流及び共同学習を一層推進します。また、障がいの理解と障がいのある子どもたちへの対応やコミュニケーションの取り方について、障がいのない子どもたちや教職員等の理解・啓発を推進します。

## 2 学校における特別支援教育の充実

① 就学前から社会参加までの切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化

切れ目なく支援を行っていくため、全ての特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成するとともに、確実な引継ぎを推進します。

② 小・中・高等学校における特別支援教育の充実

各学校において校内委員会での方針等を共有し、特別支援教育コーディネーターを中核として、保健福祉関係、医療機関、外部有識者、特別支援学校が連携して、一人ひとりに応じた指導・支援を充実します。

通級による指導や特別支援学級の担当者の研修を充実するとともに、高等学校における通級による指導実施校を拡大します。また、特別教育支援員を活用して、高等学校における個に応じた指導の充実を図ります。

③ 特別支援学校における教育の充実

各特別支援学校の特色を生かした取り組みや、ICT機器を活用した効果的な事例等を収集・発信し、県内の特別支援学校における指導方法の共有を図ります。

「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づいた取り組みを確実に進め、校舎の老朽化や高等部就労コースの設置等、教育環境の整備を推進します。

安全に医療的ケアを実施していくため、必要な看護師を配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。

特別支援学校への通学支援の在り方について、本県の実情を踏まえ、福祉分野との連携や民間サービスとの役割分担も含め、どのような通学支援が適切であるか検討します。

④ 教員の専門性の向上

特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進するとともに、特別支援教育免許状の取得者の新規採用を推進します。

研修会の実施や大学等での長期研修への派遣、優れた実践の周知等を行い、教員の専門性の向上を図ります。

### 3 社会参加に向けた支援の充実

① 進学や資格取得に向けた学力の充実

社会の変化に応じた新しい学習内容を積極的に取り入れ、指導方法を工夫するとともに、大学や専門学校等への進学または資格取得に向けた教科指導を充実します。また、早期からの計画的な情報提供を行い、進路指導の充実を図ります。

② 自立と社会参加を目指したキャリア教育や就労支援の充実

将来への見通しを持つことややりたい自分を思い描くことができるようにするため、基本的な生活習慣やコミュニケーションスキル等、働くために個々の実態に応じて必要となる力を育成します。

農業分野や福祉分野、民間企業等への実習や進路の開拓、就労支援コーディネーターの配置による職場開拓により、特別支援学校における就労支援を充実させます。

知的障がい特別支援学校の卒業生を、授業補助員として一定期間特別支援学校に雇用し、就労に移行させる取組みを推進します。

③ スポーツ・文化芸術に取り組む機会の充実

障がいのある子どもたちも取り組むことができるスポーツ・文化芸術を体験する機会を、関係機関と連携して提供し、スポーツ・文化芸術に親しもうとする意欲の醸成を図ります。

スポーツ活動や文化芸術活動を含む障がい者の生涯学習を支える活動について、文部科学大臣表彰への推薦を通して、更なる活動の活性化と、優れた取組みの普及・啓発を図っていきます。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率	89.5% (H30)	90%	92%	94%	96%	98%
障がいのある幼児児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成率 <small>（通級による指導、通常の学級）</small>	通級:74.0% 通常:93.4% (R1)	通級: 100% 通常: 96%	通級: 100% 通常: 97%	通級: 100% 通常: 98%	通級: 100% 通常: 99%	通級: 100% 通常: 100%

## 基本方針VI 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

児童生徒が主体的・協働的に学び、自己の可能性を最大限に発揮していくためには、児童生徒とじっくり向き合い、一人ひとりをきめ細かに指導・支援する教師の存在と、児童生徒が安心して学ぶことができる環境が不可欠です。また、地域社会の活性化を担う人材の育成や学校の特色を生かした学びの推進等、これからの社会で必要となる資質・能力の育成に向けた学校づくりが重要となります。基本方針VIとして、魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進します。

### 主要施策 12 子どもの学習意欲を喚起する環境づくりの推進

教職員のゆとり創出と効果的・効率的な教育活動の実施に向けて、働き方改革の取組みを推進します。教員の大量退職、志願者数の減少に対応した教員確保のための取組みと研修等による教員の資質・能力、指導力の向上に向けた取組みを推進します。

災害の多発化や学校施設の老朽化等を見据え、安全な環境づくりの推進と危険から身を守るために児童生徒の主体的に行動する態度と安全に対する意識の醸成を図ります。

### 【現状と課題】

配慮が必要な児童生徒等への対応、学校と地域の連携の強化等、学校に求められることは増加しており、教員の時間外勤務の多さは、社会問題化しています。また、精神疾患等による教員の長期休業は増加しており、心身両面から教員の健康管理対策の充実が必要です。令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、1 年単位の変形労働時間制の導入については、各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できることとなりました。また、「教師の在校等の超過勤務時間の上限」について示していた基本方針が給特法に規定された「指針」とされました。教員の負担軽減に向けて、勤務条件の改善や制度改正等についても引き続き検討していく必要がありますが、まずは、指針にある在校等時間の超過勤務時間の上限や部活動ガイドラインの休養日・活動時間を厳守する取組みを着実に推進していくことが重要です。このため、令和元年 12 月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン（第 I 期）～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～」(以下「働き方改革プラン」という。)において示した勤務時間管理の徹底や労働安全衛生管理体制の整備等、10 本の柱を中心に実効性のある取組みとしていくことが必要です。

一方、ここ数年、教員の大量退職が続いているとともに、教員採用試験の志願者数は減少傾向にあります。平成 30 年 1 月に、「山形県教員『指標』」を策定し、それに基づいた研修を実施することで、教員の資質向上に取り組んでいます。今後も、学校での教育の質を維持することと、教員の確保・育成の取組みが必要です。

また、近年、災害が多発していることや学校施設の老朽化を踏まえ、学校施設や学校管理面での安全確保と児童生徒自身の安全への意識と態度の育成が求められています。児童生徒が危険に際しての自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、学校における安全管理や、関係機関、家庭・地域と連携した対応を充実していく必要があります。

## 【主な取組み】

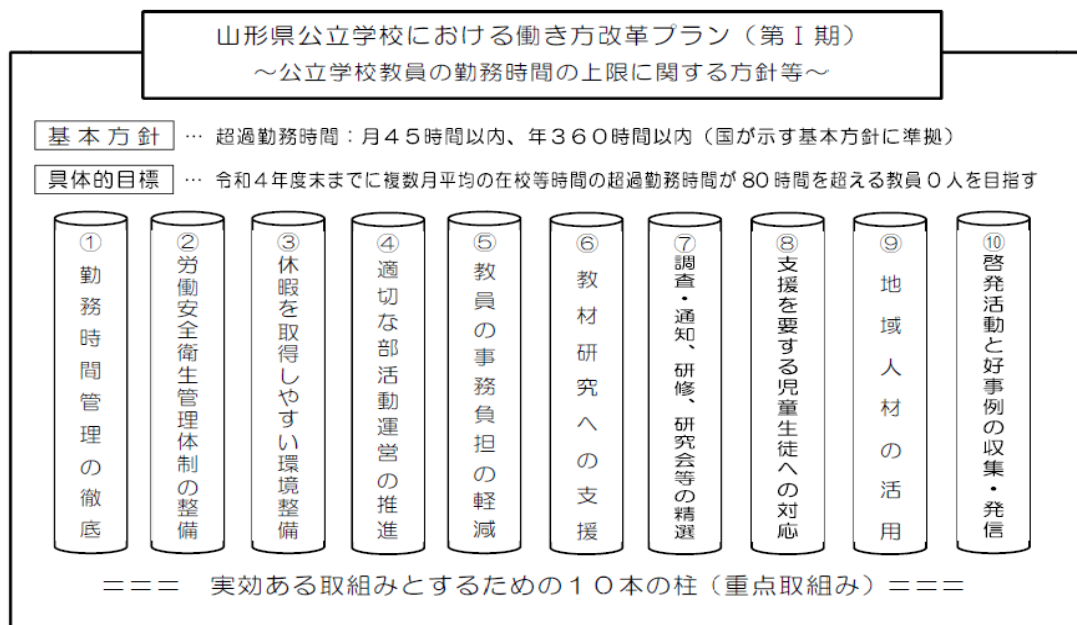
### 1 より子どもと向き合うための学校における働き方改革の推進

#### ① 教職員の業務の適正化による多忙化解消

「働き方改革プラン」に基づき、在校等時間の超過勤務時間の上限（月45時間以内 年間360時間以内）の遵守を基本方針として、「令和4年度末までに複数月平均の在校等時間が80時間を超える教員0人」を目指します。そのため、「実効ある取組みとするための10本の柱」による勤務時間管理の徹底や事務負担の軽減、教職員の業務の役割分担・適正化等、必要な手立てを講じます。

#### 【参考】「実効ある取組みとするための10本の柱」

（「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）」（令和2～4年度））



#### ② 統合型校務支援システムの導入

全県立高等学校及び県立中学校においては、統合型校務支援システムを導入するための準備を進め、令和元年度に基本設計、令和2年度に構築・データ移行を行い、令和3年4月から全校での統合型校務支援システムの運用を開始します。導入に当たっては、全県立高等学校で同一システムを使用することで、校務処理の標準化による事務処理の効率化と情報セキュリティの強化を図ります。また、市町村における統合型校務支援システムの共同調達、共同利用の検討の参考となる情報等の提供を行います。

#### ③ 教職員の健康管理の推進

疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診査などの各種健康診断事業を適切に実施するとともに、個別訪問による特定保健指導を推進し、生活習慣病予防を図ります。更に、定期健康診断において、精密検査が必要とされた教職員については、受診勧奨を行うことにより精密検査受診率の向上を図ります。

メンタルヘルス不調の早期発見と治療につなげるため、メンタルヘルスに関する研修やストレスチェック制度を実施します。更に精神疾患による長期病休者が円滑に職場に復帰できるよう、支援策の充実と普及を図ります。

## 2 適性のある優れた教員の育成・確保

- ① 教員指標に基づく大学等と連携した戦略的な教員養成の展開及び適性のある人材の確保  
県内教職課程認定大学や市町村教育委員会、各学校等と連携し、「山形県教員『指標』」にある「着任時の姿」<sup>12</sup>に基づき、育成する姿の共通理解を図り、学生の質の向上に向けた教育及び就業後の配属先における人材育成を推進します。  
教員の大量退職に対応するため、積極的な広報活動等を通して優れた新規採用教員の確保、教職経験者の積極的採用等、計画的な人材確保に努めます。また、受験者の強みを生かし、適性のある人材を幅広く採用するために、教員採用試験の内容及び方法の工夫・改善を継続して行います。
- ② 教員の資質・能力、指導力の向上  
ア 「山形県教員『指標』」に基づく「山形県教員研修計画」において、6教振（後期計画）を踏まえた研修を計画・実施するとともに、教職大学院や長期研修、中央研修へ教員を積極的に派遣します。担任力<sup>13</sup>の視点を踏まえた自身のキャリアアップについて、一層明確に見通すことができるよう「山形県教員『指標』研修キャリアアップシート」の活用を促進します。  
イ 教員の資質能力や意欲の向上に結びつく適切な評価制度により、学校の活性化を図ります。  
ウ 県民から信頼される学校教育を推進するため、教育公務員としての誇りと使命感を高める取組みを推進しながら、高い倫理観と自律心の保持・向上を図ります。
- ③ 経営力に優れた管理職の育成・登用  
自薦制の管理職選考試験を継続するとともに、登用前からの育成を行い、人材育成能力、管理能力のある管理職を登用します。また、教育現場においても女性活躍を推進するため、女性管理職について、積極的な登用を進めます。

## 3 安全安心な教育環境の整備

### (1) 安全安心で良好な学校施設の整備

#### ① 公立学校の耐震化等の取組みの推進

耐震化が完了していない施設のある市町村教育委員会に対して、国庫補助を活用した早期の耐震化完了を要請するとともに、非構造部材の点検の確実な実施と危険個所の解消に向けた働きかけを行います。

#### ② 県立学校施設の老朽化及び長寿命化対策等の推進

- ア 耐震化未了の庄内総合高校及び寒河江工業高校について、それぞれ令和3年度、令和5年度の耐震化完了を目指し、改築を進めます。また、天井材以外の非構造部材について、学校管理者や建築職員が行う点検により危険個所を把握し、児童生徒等の安全の確保を図ります。
- イ 学校施設整備の基本的な方針や整備水準、維持管理の手法などを盛り込んで策定する長寿命化計画に基づき、早期保全による施設の長寿命化に向けた修繕を進めます。
- ウ 新築・改築等の機会を捉えて、再生可能エネルギーの導入を図ります。また、建物の木造・木質化など、環境に配慮した取組みを進めます。
- エ 近年の厳しい暑さに対応するため、高等学校の普通教室等へ冷房設備を計画的に整備します。

<sup>12</sup> 「着任時の姿」：本県教育委員会が新規採用教員に対して求める資質。「児童生徒に対する深い教育愛をもっている」「児童生徒の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる」等の資質。（山形県教員「指標」）

<sup>13</sup> 「担任力」：「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく本県教育委員会が独自で考える教員の力。

(2) 学校における安全管理の推進

① 学校安全計画及び危機管理マニュアルの検証・改善

毎年度「子どもの『いのち』を守る強化月間」を設け、県で示した重点事項や点検表を基に、学校の「危機管理マニュアル」や「学校安全計画」に、最新の情報を反映しているか等の検証・更新を促し、学校の安全管理体制の充実を図ります。

② 学校・家庭・地域が連携した対応及び学校安全体制の充実

子どもの見守りを強化するため、地域学校安全指導員の配置を拡充するとともに、連絡協議会の開催や学校安全ボランティアの養成等により、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制を強化します。

また、学校ごとのマニュアル等に基づいた避難訓練や児童生徒等の引き渡し訓練等を、地域住民や警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的な対応を図ります。

(3) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

① 児童生徒の主体的に行動する態度と安全に対する意識の育成

県教育委員会の学校安全に関する指導資料等の活用を促進し、生涯にわたり、いつ、いかなる場所においても、児童生徒が主体的に自身の安全を守る行動を行うための危険予測・回避能力等を育成します。また、地域の実情に応じた防災教育を推進し、自助・共助・公助の視点から、児童生徒の他者と協働しながら安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。

② 安全教育に係る教職員の資質・能力の向上

安全教育指導者研修会の開催等により、学校安全の中核となる教職員の育成や安全教育に係る教職員の指導力向上を図ります。

【主な重要業績評価指標（KPI）】

KPI	現状値	指標値（工程）				
		R2	R3	R4	R5	R6
複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数	小:87人 中:445人 特支:2人 高:441人 (R1.10)	前年度より 40%減	前年度より 40%減	0人	0人	0人
健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率（教職員）	91.3% (H30)	95%	97%	98%	99%	100%
学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合	8.1% (H30)	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満	8.0% 未満

## 主要施策 13 時代の進展に対応した学校づくりの推進

少子化による学校規模の縮小が進行する中で、児童生徒それぞれの学ぶ意欲を支えるとともに、地域の実情等も踏まえ、多様なニーズに応えられる学校づくりを進めます。

### 【現状と課題】

本県の出生数は減少傾向にあり、平成 27 年には 10,620 人だった高校等進学者数は、平成 31 年は 9,721 人となり、今後も減少する見込みです。このように、学校規模の縮小が進行する中で、生徒の多様な学びのニーズに対応できる選択肢を提供することや、生徒が多様な人間関係の中で向上心を持ち切磋琢磨できるようにすることなどに配慮しながら、教育環境を整備する必要があります。一方、学校が、地域活力の源になるなど地域で果たす役割が一層大きくなっていることや、高校が地域産業や地域社会で活躍する人材の育成を担っている状況も踏まえ、高校の配置については、地域の実情や学科の特殊性に応じた対応も求められます。

また、国においては、小・中学校における義務教育 9 年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、高等学校における学科の在り方、地域や高等教育機関との連携の在り方等について検討が進められており、新しい時代に対応した教育活動が求められています。

### 【主な取組み】

## 1 生徒の学びと地域を支えるための県立高校の再編整備

### ① 県立高校再編整備に関する基本方針等と各学科の配置

ア 「県立高校再編整備基本計画」（平成 26 年 11 月策定）に基づき、計画期間（平成 27 年度～令和 6 年度）中に、中学校卒業生数の減少を踏まえた入学定員を設定するとともに、高校入学者の公私比率を考慮し学級数を削減します。

各地区の公立高校の入学定員については、中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、充足率が低い公立の小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等を考慮して設定します。

イ 県立高校の再編整備については、再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1 学年当たり 4～8 学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。

1 学年当たり 2 学級の学校については、入学者数が 2 年連続して入学定員の 3 分の 2 に満たない場合は、その翌年度から入学定員を 1 学級分に減じます。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。

1 学年当たり 1 学級の学校<sup>14</sup>については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3 年間を目処として実施します。

実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合<sup>15</sup>は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとします。

ウ 普通科及び普通系の専門学科（理数、体育、音楽、国際）については、8 地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模の学校を少なくとも

<sup>14</sup> この場合、分校も 1 つの学校と見なす。

<sup>15</sup> 目安として、入学者数が 2 年連続して入学定員の 2 分の 1 に満たない場合とする。

1校配置します。また、必要に応じて、普通科高校（普通系の専門学科との併設校を含む。）の再編について検討します。

職業に関する専門学科（農業、工業、商業、水産、家庭（含福祉）、看護、情報）については、地域産業や社会の情勢を踏まえ、生徒数の減少に伴う一律的な削減は行わず、全ての学科の学習の場を確保します。なお、小規模化が想定される場合には、他学科との再編を検討します。

総合学科については、8地区ごとに、少なくとも1校配置できるよう検討します。なお、更なる設置については、生徒・保護者や地域社会のニーズを踏まえて検討します。

## ② 特色ある学校の配置

ア 学校や地域の実情に配慮し、高校教育の質の確保・向上と学校活力の保持の観点から、小規模化する専門高校等を再編し、学科の枠を超えた学習ができる総合選択制高校の設置を検討します。

イ 中高一貫教育について、令和6年度、庄内地区のモデル校として、鶴岡市に庄内中高一貫校（仮称）を設置します。

ウ 昼間定時制及び通信制については、多様な生徒が、それぞれの実情に応じて学習の時間帯や形態を選択できる高校を整備します。また、夜間定時制については、状況が整った地区から、昼間定時制への移行を検討します。

## ③ 各地区の県立高校の再編整備<sup>16</sup>

各地区の県立高校再編整備計画に基づき、再編整備を進めます。なお、県立高校再編整備計画が策定されていない地区については、検討委員会を設置し、検討に着手します。

ア 田川地区については、平成31年3月策定の「田川地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）」に基づき、私立高校にも配慮しながら、再編整備を進めます。

イ 東南置賜地区については、令和2年3月策定の「東南置賜地区の県立高校再編整備計画」に基づき、私立高校にも配慮しながら、再編整備を進めます。

ウ 最上地区については、令和2年3月に「最上地区の県立高校再編整備計画（第2次計画骨子案）」を公表し、令和3年3月に計画を策定します。

エ 東南村山地区については、令和3年度に「東南村山地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会」を設置し、具体的な再編整備に着手します。

## 2 特色ある学校づくりの推進

### ① 高等学校における特色ある学校づくりの推進

生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限に伸ばすための普通科など学科の在り方や特色ある教育課程の編成について検討し、校長のリーダーシップのもと、各高校において特色ある学校づくりを推進します。多様化している生徒の能力、適性、興味・関心、進路等や、複雑化している教育上の課題に配慮し、自治体、高等教育機関、産業界等と連携・協働した地域についての探究的な学びや文系・理系に関わらず様々な科目を学ぶことを推進する等、生徒の学習意欲の更なる喚起や地域人材の育成につながる教育活動を展開します。

### ② 市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援

児童生徒に対する教育的な効果や地域コミュニティの核としての役割などの視点を踏まえ、市町村による「活力ある学校」づくりに向けた検討を尊重するとともに、その実現を図るための取組みを支援します。

<sup>16</sup> 各地区の県立高校の再編整備の詳細については、「県立高校再編整備基本計画」に記載。



## 主要施策 14 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開するなど、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。

政府においては、私立学校の果たす役割に鑑み、平成 18 年に教育基本法を改正し、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない」旨を明記しました。

本県においても、公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援します。

### 【現状と課題】

県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金（全日制）について、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、その充実に努めてきました。幼稚園、高等学校（通信制）、専修学校・各種学校についても、文部科学省の標準単価の増額にあわせ、園児生徒一人当たりの補助単価を引き上げてきています。

しかし、今後、少子化による生徒数の減少など厳しい経営環境を見据え、支援の在り方について検討していく必要があります。

また、私立幼稚園への支援については、平成 27 年度から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた対応を行ってきました。令和元年 10 月からは、子どもたちに質の高い幼児教育を受ける機会を実質的に保障し、少子化対策に貢献するために、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

私立学校の耐震化率については、平成 31 年 4 月 1 日現在で、91.4%と向上してきております。園児生徒の安全・安心の確保のため、引き続き耐震化の実施を働きかけるとともに、県として支援策を講じていく必要があります。

### 【主な取組み】

#### ① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた私学助成を適切に行います。

#### ② 保護者の負担軽減を図るための支援

経済的理由により、修学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、政府の就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

私立幼稚園の負担軽減については、令和元年 10 月 1 日から開始された「幼児教育・保育の無償化」の円滑な運用を図っていきます。

#### ③ 私立学校の耐震化の促進

園児生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。